海外投融資情報財団（JOI）について

海外投融資情報財団（JOI）は、我が国企業の海外直接投資の動向、海外におけるエネルギー・インフラ・資源開発、新興国の投資環境とビジネス機会等に関する情報を、当財団が主催するセミナー、調査研究、機関誌やウェブサイトを通して、会員企業および一般の皆さまに提供します。かかる活動を通して会員相互の情報の交流、ネットワーク拡大を図り、我が国企業の海外直接投資・国際ビジネスの促進に寄与します。

設立　平成３年12月16日（大蔵大臣認可）：国際協力銀行（当時、日本輸出入銀行）・商社・製造業企業、公益事業会社、金融機関等170社の出捐により設立
平成22年11月１日（一般財団法人移行）

会員　本邦主要メーカー、建設・エンジニアリング会社、商社、通信・電力・ガス会社、金融機関、内外弁護士事務所、会計事務所、コンサルティング会社、各国大使館等　約200先（平成29年１月現在）

会員制度（賛助会員）のご案内

当財団会員にご入会いただきますと、以下のサービスを受けることができます。

（1）当財団が主催、後援、協力するセミナー（年間70件程度）へのご招待（無料）
（2）会員と当財団によるセミナー共催
（3）機関誌「海外投融資」（隔月発行）の無料配布、当財団ウェブサイトに掲載する機関誌記事の閲覧・検索
（4）当財団ウェブサイトに掲載する調査報告書、セミナー動画等の閲覧

会費（年間）：大企業36万円、中堅企業・地域金融機関24万円、中小企業12万円、個人６万円

海外投融資
Vol.26 No.1（通巻151号）
2017年1月31日発行

発　行
一般財団法人　海外投融資情報財団

発 行 人
三宅　真也
〒102-0073
東京都千代田区九段北二丁目
３番６号　九段北二丁目ビル
TEL. 03-5210-3311（代）
FAX. 03-5210-3456

制作協力
（株）エディポック

＊本誌に掲載されている記事の内容や意見は、海外投融資情報財団の公式見解を示すものではありません。

●禁　無断転載

All rights reserved. No part of this magazine may be reproduced in any form or in any means without written permission from the publisher.
©Japan Institute for Overseas Investment Printed in Japan

拓さんの
九段だより

●投資家・国家間の紛争解決（ISDS）条項

2015年の全世界の海外直接投資（FDI。以下すべて流入ベース）は、2009年の経済・金融危機以来最高となる１兆7621億ドルを記録した。しかし、それは先進国を中心とした国際的M&Aが約1.7倍に急増したためで、新規（グリーンフィールド）プロジェクトだけみると、7657億ドルに留まる。しかも開発途上国については、アジア（23.1→29.3）を除き、アフリカ（8.9→7.1）、中南米・カリブ海（8.9→7.4）、中東（3.8→3.0）、大洋州（0.1→0.05）（億ドル単位）、と軒並み前年を下回った（図参照）。途上国にとり、経済開発に必要な資本・技術・雇用をもたらすFDIの受入は引続き必要である。

一般に、FDIが本格的に実施されるまでには、環境整備のため、投資家国籍国（多くは先進国）と投資受入国（多くは途上国）との間で、国際投資協定（IIA）が締結される。形態としては、経済関係の程度等により、二国間投資協定（BIT）、あるいは経済連携／自由貿易協定（EPA・FTA）や多国間パートナーシップ協定における投資章となる。いずれにせよ、投資家としては、特に関連国内制度が未整備な途上国向けの場合、投資紛争を（途上国の裁判所だけでなく）国際仲裁に付託できるISDS条項が協定上規定されていることが投資保護のために重要となる。

途上国向けFDI拡大の視点からは、比較的出遅れている

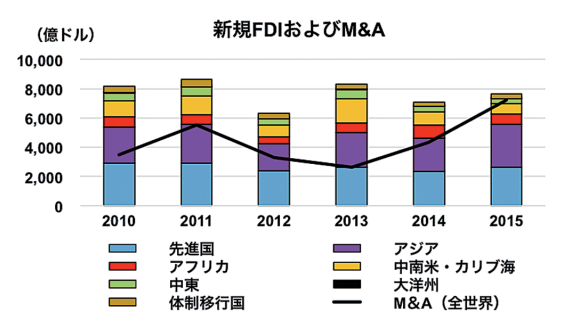

（出所：UNCTAD）

とされるわが国についても、そうしたIIAが途上国との間でできるだけ多く締結されるのが望ましい。事実、1990年代後半、OECDがその目的でISDSを含む多国間投資協定（MAI）のひな型の作成を試みている。しかしながら、先進国主導のやり方や、ISDS条項に対する警戒心等により途上国側から批判が高まり、成就できなかった。その中、ISDS条項に関しては、現在まで約2000ある調印済BITの95%に当該条項があり、仲裁案件の判例も少なくない。

一方、1994年に発効した、北米自由貿易協定（NAFTA）以降、先進国間の投資紛争にISDS条項が適用されるケースも出てきている。先進国間の場合、協定相手国との紛争リスクは高まり、かつ案件もより複雑化するのではないかと懸念される。わが国についても、投資受入国の立場で、起こり得る紛争を想定した準備が引続き必要となろう。

（調査部長　山本　拓）